

和泊町立城ヶ丘中学校 部活動に係る活動方針

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月県教育委員会）を踏まえ、本校部活動に係る活動方針を以下の通り策定する。

1 基本的な考え方

部活動は、その活動を通して技術の向上を図るだけでなく、生徒の心身の発達や健康の保持増進および自主的態度や公正・責任・協調的態度等の人間関係の育成や人格形成を目指している。さらに、本校の伝統を引き継ぎ、新たな伝統を作り上げる大きな活動のひとつである。

2 活動方針

(1) 活動日について

	4月～8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
活動時間（平日）	18:45	18:30	18:15	17:45	17:30	17:45	18:00	18:30
下校時間（平日）	19:00	18:45	18:30	18:00	17:45	18:00	18:15	18:45
延長の場合の活動時間（平日）	—	18:45	18:45	18:00	17:45	18:00	18:15	18:45
延長の場合の下校時間（平日）	—	19:00	19:00	18:15	18:00	18:15	18:30	19:00
週末(週休日)	原則として3時間程度							

※ 10月の活動時間は、**中間テスト前は18:15** **中間テスト後は18:00**までとする。

☆ 練習時間延長をする場合は、保護者へ延長する旨の事前連絡、そして活動終了後の迎えを条件とする。

☆ 日没の状況に応じて、下校時間を早める場合もあり得る。

(2) 休養日等の設定について

休養日の設定については、学校行事や各部の実情を考慮し、計画的に設定する。原則として週当たり2日以上休養日を設ける。なお、大会前等で休養日を設定できない場合は、休養日の調整を行うことにより、年間を通して週当たり2日以上に相当する休養日を確保する。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組について

- ① 校長及び部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 部顧問は、生徒の主体性を尊重し、部活動におけるミーティングを定期的に設けるなど、生徒と十分にコミュニケーションを図り、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。
- ③ 部顧問は、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めたり、生徒の心身に負担を与えたりすることを正しく理解し、トレーニング効果を得るためにも適切な休養を取りながら、できるだけ短時間で効果が得られる指導を行う。